

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業実施要綱

令和3年3月26日

砥部町告示第57号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の障がい者等がタクシーを利用したとき又は自己若しくは家族の所有する自動車、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の燃料を給油したときに、その料金の一部を助成することにより、障がい者本人及びその家族の経済的負担の軽減を図り、障がい者等の社会参加の促進と在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(助成対象)

第2条 この告示により助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）は、砥部町に住民票を有し現に砥部町に居住している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その身体障害者手帳に記載されている障害等級が、1級、2級又は3級の者

(2) 昭和48年厚生事務次官通知「療育手帳制度について」に基づき療育手帳の交付を受けた者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級又は2級の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設に入所している者

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護施設(救護施設・更生施設・医療保護施設・授産施設・宿泊提供施設)に入所している者

(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する福祉施設(養護老人ホーム・特別養護老人ホーム)に入所している者

(4) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護施設(介護老人保健施設・介護老人福祉施設・介護医療院・療養型医療施設)に入所している者

(5) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所に入所している者

(6) 寄宿舍等に入所している者(毎週定期的に帰省する等、砥部町に生活の拠点があると認められる者を除く。)

3 自動車等へ燃料を給油したときに要する費用（以下「自動車等燃料給油費」という。）の助成を受けることができる車両は、対象者、その配偶者又は対象者の2親等以内の親族が所有する自動車等のうちいずれか1台とする。

（助成内容）

第3条 町長は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる費用の一部について、砥部町障がい者タクシー利用等助成券（様式第1号。以下「助成券」という。）により助成するものとする。

（1） タクシー利用料金

（2） 自動車等燃料給油費

2 助成の額は、助成券1枚当たり小型タクシーの基本料金を基準として毎年度町長が定める額とする。

（申請）

第4条 前条第1号の助成を受けようとする者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障がい者手帳」という。）を、前条第2号の助成を受けようとする者は障がい者手帳及び助成を受けようとする車両の車検証等を提示し、砥部町障がい者タクシー利用等助成券交付申請書（様式第2号）により町長に申請しなければならない。

（交付）

第5条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、助成券を交付するものとする。

2 前項の規定により交付する助成券の枚数は、申請月からその申請月の属する年度の3月までの月数に3枚を乗じて得た枚数とし、36枚を限度とする。

（申請内容の変更）

第6条 前条の規定により助成券の交付を受けた者（以下「利用者」という。）で、助成券の記載内容に変更が生じたときは、変更届出書（様式第3号）によりその旨を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、助成券の記載内容を変更するものとする。

（助成券を使用できるタクシー及び給油所）

第7条 助成券を使用することができるタクシー及び給油所は、この事業実施に関し、砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者（以下「特定事業者」という。）の登録をしている事業者とする。

（助成券の利用方法）

第8条 利用者は、タクシー利用料金又は自動車等燃料給油費が助成券の券面の合計

額以上である場合に使用できるものとし、その差額は、利用者がタクシーの乗務員又は揮発油販売事業者に支払うものとする。

2 利用者は、助成券を使用するときは、障害者手帳をタクシーの乗務員又は揮発油販売事業者に提示し、助成券を提出するものとする。

(助成券の有効期間)

第9条 助成券の有効期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(助成券の再交付の禁止)

第10条 助成券は、紛失又は汚損等その理由にかかわらず再交付は行わない。

(助成券の譲渡、貸与の禁止)

第11条 利用者は、助成券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(助成券の返還等)

第12条 利用者が死亡し、又は第2条に規定する者に該当しなくなったときは、利用者又はその代理人は速やかに助成券を町長に返還しなければならない。

2 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成券の返還を命じ、以後の交付を停止することができる。

(1) 不正の申請によって助成券の交付を受けたとき

(2) 助成券を不正に使用した又は使用させたとき

(3) 不正な使用のため、助成券を改ざん又は複製したとき

(4) 不正な使用のため、助成券(複製を含む。)を、利用者以外の者が所持した又は所持させたとき

3 町長は、利用者が第2条第1項各号に掲げる欠格事項のいずれかに該当するに至ったときは、その継続する期間が対象事業年度を超えないことが予想される場合に限って、助成券の返還を留保することができる。

(特定事業者の登録)

第13条 第7条に規定する特定事業者の登録を希望する者は、砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者登録申請書(様式第4号)により、町長が定める書類を添えて申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受け付けたときは速やかに審査を行い、登録の可否を決定し、砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者登録申請結果通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、特定事業者の登録にあたり、必要な条件を付することができる。

4 町長は、登録申請を却下するときはその理由を明らかにしなければならない。

(請求及び支払い)

第 14 条 特定事業者は、利用者から受け取った助成券を毎月取りまとめ、砥部町障がい者タクシー利用等助成金請求書(様式第 6 号)に当該助成券を添えて、翌月 10 日までに町長に請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、30 日以内に当該事業者に対し支払いを行うものとする。

3 特定事業者は、有効期間経過後に受け取った助成券をもって請求することはできない。

(特定事業者の登録の取消及び助成金の返還)

第 15 条 町長は、この告示に違反し、又は不正に利益を得た特定事業者に対し、特定事業者の登録の取消しを行うことができる。

2 町長は、前項の処分を受けた者に対して、以後の特定事業者の登録申請を却下し、特定事業者の登録に制限を加えることができる。

3 町長は、第 1 項の処分を行ったときは、処分を受けた者に対し不正に得た利益の範囲において助成金の返還を求めることができる。

(帳簿の整備)

第 16 条 町長は、砥部町障がい者タクシー利用等助成券交付簿(様式第 7 号)を作成し、助成券の交付状況を明らかにしなければならない。

(その他)

第 17 条 この告示の実施のために必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 12 月 6 日告示第 198 号)

この告示は、公表の日から施行する。

表 面

年度砥部町障がい者タクシー利用等助成券

交付番号	第 号
助成金額	円
使用期限	年 月 日

砥部町長



裏 面

タクシー利用

乗 車 日	
タクシー事業者	
運 転 者 名	

自動車燃料給油

給 油 日	
揮発油販売事業者	

綴り表紙表面

年度砥部町障がい者タクシー利用等助成券

交付番号	第	号				
氏名						
手帳番号	第	号				
車両番号						
有効期間	年	月	日～	年	月	日

綴り表紙裏面

この助成券は、次の取扱事業者で使用することができます。

タクシー事業者

() TEL

() TEL

() TEL

揮発油販売事業者

() TEL

() TEL

() TEL

綴り裏表紙裏面

使 用 上 の 注 意

- 1 この助成券は、タクシー利用料金助成及び自動車等燃料給油費助成のいずれにも使用できる共通券であり、使用できるのは特定事業者に限定されます。
- 2 この助成券を使用するときは必ず障害者手帳を提示してください。
- 3 1回あたりの使用枚数の制限はありませんが、タクシー利用料金及び自動車等燃料給油費の範囲内でのみ使用可能です。
- 4 助成を受けることができる車両は、助成券表紙に記載した車両1台に限られます。
- 5 助成券の再発行はしません。
- 6 この助成券の表紙に記載した内容に変更があったときは、この助成券を添えて、町にその旨を届け出てください。新たに車両を登録するときは、その車両の車検証等を持参してください。

様式第2号(第4条関係)

砥部町障がい者タクシー利用等助成券交付申請書

年 月 日

砥部町長 様

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業実施要綱第4条の規定により、助成券の交付を受けたいので申請します。

対象者	住所	伊予郡砥部町			
	氏名		生年月日	年	月 日
手帳種別	身体障害者手帳 1級・2級・3級 療育手帳 A・B 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級			第	号
施設等への入所	有(施設名:)・無				
給油車両	車両番号		所有者		対象者との関係

※ 以下の者は助成の対象となりません。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害等級が4級から6級の者又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その等級が3級の者
- (2) 障害者支援施設、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿泊提供施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護医療院若しくは療養型医療施設へ入所している者
- (3) 病院若しくは診療所に入院している者
- (4) 寄宿舍に入所している者(毎週定期的に帰省する等、砥部町に生活の拠点があると認められる者を除く。)

※ 自動車等燃料給油費の助成を受けようとするときは、その車両の車検証等を持参してください。

※ 申請者が対象者本人でない場合は、代理受領者の欄を記入してください。

(代理受領者) 住所

電話番号

氏名

対象者との関係

町記入欄

1 助成対象要件に該当するため、助成券の交付を決定する。			
2 助成対象要件に該当しないため、申請を却下する。			
交付日	年 月 日	交付枚数	枚(3枚/月× か月)
取扱者		交付番号	第 号

変更届出書

年 月 日

砥部町長 様

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり変更があったので届け出ます。

対象者	住所	伊予郡砥部町			
	氏名		生年月日	年 月 日	
変更の内容	<input type="checkbox"/> 氏名の変更	変更前		変更後	
	<input type="checkbox"/> 給油車両の登録		車両番号	所有者	対象者との関係
		新規			
	<input type="checkbox"/> 給油車両の変更	変更前			
変更後					

※ 新たに車両を登録するときは、その車両の車検証等を持参してください。

※ 届出者が対象者本人でない場合は、代理受領者の欄を記入してください。

(代理受領者) 住所

電話番号

氏名

対象者との関係

町記入欄

処理年月日	年 月 日	取扱者	
-------	-------	-----	--

様式第4号(第13条関係)

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者登録申請書

年 月 日

砥部町長 様

事業所の所在

名称及び代表者名

㊟

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業実施要綱第13条第1項の規定により、登録を受けたいので申請します。

登録する事業所の 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	

振込先の金融機関名	口座番号	(ふりがな) 口座名義
銀行 支店 金庫 支店 農協 支所	普通 当座	

※ タクシー事業者は次の(1)又は(2)を、揮発油販売事業者は(3)を添付すること。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の経営免許の取得を証する文書の写し
- (2) 車椅子専用車両タクシーを使用する場合はその認可を証する文書の写し
- (3) 揮発油販売業登録許可証の写し

砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者登録申請結果通知書

第 号
年 月 日

様

砥部町長



年 月 日に行われた砥部町障がい者タクシー利用等助成事業特定事業者登録申請について、砥部町障がい者タクシー利用等助成事業実施要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定 事 項	特定事業者として登録する 申請を却下する
登 録 日	年 月 日
決 定 条 件	
却 下 理 由	

